## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人稲垣総一郎が差し出した控訴趣意書に記載してあるとおりであり、これに対する答弁は検察官提出の答弁書記載のとおりであるから、これらを引用し、これに対して当裁判所は、次のように判断をする。

一、 控訴趣意第一点の一について

所論は、原判決はその判示第三、第四の各私文書偽造、同行使の点につき「弁護人の主張に対する判断」として、Aの検察官に対する供述調書によれば、被告人があらかじめAから供述書に署名することの承諾を得ていたとは認められない旨判示しているが、右の判示は、事実を誤認したか、証拠と認定事実の間もしくはその理由自体の前後の間にそごのある違法があるものであると主張する。

そこで、原審記録を調査検討し、当審における事実調の結果をも考え合わせ、 論の当否について判断するに、原審において取調べられたAの検察官に対する供述調書二通、被告人の司法警察員に対する供述調書三通ならびに検察官に対する供述調書二通、Bの司法警察員に対する供述調書、副検事鳥飼保作成の電話聴取書、前調書二通、Bの司法警察員に対する供述調書、副検事鳥飼保作成の電話聴取書、前 科調書、当審における証人Aの供述、押収してある交通事件原票二枚(原裁判所昭 和四九年押第一六〇号の三、七)、同じく破れたメモ(前同号の八)等を総合すれ ば、被告人は、昭和四四年ごろから千葉県内で大型ダンプカーの運転手をしていた ものであり、同四八年五月ごろからは千葉市a町のC株式会社と継続的に契約を結 び、同社が他から請負つている埋立て工事現場にダンプカーで山から土砂を運び売渡すことを業としていたものであること、ところで、被告人は、積載制限違反などを重ねて犯したため、昭和四八年八月一〇日から九〇日間運転免許停止の行政処分 をうけていたが、その停止期間中にも運転をし積載制限に違反したため、同年一一 月七日付で運転免許の取消処分をうけるに至つたこと、右のように免許の停止や取 消の処分をうけ、免許証も取上げられたので、被告人は商売ができなくなり困つて しまい、そのことを同じようにダンプカーでCに土砂を売渡すことを業としている 仲間のAに打明けたこと、右Aは、同年一〇月か一一月ごろ被告人から右の話を聞き、被告人に対し、「運転をしていて警察官に聞かれたら俺の名前を言つてもい い。ただし、信号無視とか重量制限違反などのように減点になる違反をしたとき 俺の免許に影響して来るから名前を使われては困るが、免許証不携帯というこ とだけなら減点にならないから俺の名前を使つて取調べをうけてもかまわない。」 と言い、被告人に自己の免許証を見せたり、住所、氏名、生年月日などを書いたメ モを渡したりしたこと、そこで、被告人は、Aの住所、氏名、生年月日などを暗記 し、いつでも答えられるようにし、運転免許を取消された後も、原判示第一の事実 のとおり多数回にわたり無免許運転を続けていたこと、その間、昭和四九年二月二七日には、原判示第三のとおり、警察官から免許証の提示を求められたが、自宅に忘れて来たといい、Aの氏名を用い、供述書に署名するなどし、積載制限違反によ り反則金八〇〇〇円ということで済んだこと、その後、同年五月二〇日にも、原判 示第四のとおり、免許証の提示を求められ、同じようにAの名前を用い、免許証不 二〇〇〇円ということでその場を切抜けたものの、その際の被告 携帯により反則金 人の答弁に不審を抱いた警察官が捜査をとげ、本件の各事実が明らかになったこと、以上の各事実を認めることができる(なお、右不携帯による反則金二〇〇〇円 は、被告人が五月二〇日の夕刻逮捕されたので納付されるまでに至らなかつたものであり、前記二月二七日の反則金八〇〇〇円は被告人から一旦仮納付されたが、本件の事実関係が明らかになつた後昭和四九年五月二八日付で千葉県警本部長から被 告人に対し是正通知が為され、同年六月一一日ごろ被告人に還付されたことが、原 審記録ならびに当審における事実調の結果によつて明らかである。)

右の事実によって考えると、Aが被告人に対し自己の氏名等を使用することを許諾したのは、免許証不携帯などいわゆる点数制度による加点のなされない違反事実によって取調べをうける場合に限ってではあるが、単に警察官に対し口頭で住所、氏名等の申告をすることだけでなく、交通事件処理の際通常用いられる交通切符中の供述書末尾に署名をすることも含めて許諾したものと認めるのが相当である。

原判決は、Aの検察官に対する供述調書のみに依拠して、原判示第三事実及び第四事実のいずれについても、Aは被告人に対し供述書にAの名義で署名することまで許容したものとは認められないとしているのであるが、右の認定は、違反が点数制度による加点の事由となる積載重量超過違反であつた原判示第三事実の場合においては、Aはそもそも被告人が右のような場合に口頭でAと詐称することすら許容

していなかつたのであるから、もとより正当な認定であり、これを論難する所論は失当というのほかはない。しかし、当面の摘発された違反が点数制度による加点の事由とはならない運転免許証不携帯のことのみであつた原判示第四事実の場合においては、原判決は、Aにおいて供述書末尾にAとして署名することまでも許容していたのに、そこまでは許容していなかつたものとして事実を誤認したものというべきであるから、所論は、右のことを指摘する限りにおいては、理由のないものではない。

〈要旨〉しかしながら、ひるがえつて、右第四事実の場合のように、道路交通法違反をした場合に、あらかじめ当該〈/要旨〉他人の承諾を得ておいたうえ、交通切符中 の供述書の末尾にその他人名義の署名をして右供述書を作成した場合、右の他人の 事前の承諾がどのような効果を及ぼすかは、さらに慎重な検討を要する問題であ り、当裁判所は、以下の理由によつて、右のような場合には、他人の事前の承諾が あつても、刑法一五九条一項の私文書偽造罪の成立を肯定すべきものと考える。す なわち、一般に文書の作成名義人の承諾があれば、文書偽造罪の構成要件該当性は 失なわれるものと解されている。通常の私文書についてみれば、名義人の承諾があ れば、その名義を直接用いて文書を作成する権限が与えられたとみてよく、そのようにして作成された文書は名義人について私法上の効力を生ずるのであり、当該文書に対する公共の信用が害されることもないから、文書偽造罪の成立を認めるべき理由はない。しかし、本件における供述書の場合、交通反則切符の二枚目表の交通 事件原票(告知書番号○△□×○△、東京高裁昭和四九年押第七七四号の三)下欄 に道路交通法違反現認報告書の欄があり、その下部に、「違反者は、上記違反事実について、四九年五月二〇日次のとおり供述書を作成した」との記載があり、その下方に供述書(甲)と題し「私が上記違反をしたことは相違ありません。事情は次 のとおりであります。」という不動文字が印刷されていて、その最下部に署名をす べきこととなつているものである。従つて、その書面としての形式、内容からすれ ば事実証明に関する私文書というべきものであるが、その内容は違反事実の有無等 当該違反者個人に専属する事実に関するものであつて、通常の私文書とは著るしく 趣きを異にし、専ら道路交通法違反事件処理という公の手続内において用いられる べきものである。私人間において授受され、その効力が問題となるものではない。 その性質からして、名義者本人によつて作成されることだけが予定されているもの であり、他人の名義使用は許されないものといわなければならない。いいかえれ ば、名義人の承諾があつても、その名義を用いて供述書を作成する権限は生じ得な いものというべきである。いかに本人が承諾したからといつて、実際には違反をし ていない者につき、違反者としての手続が進められるのを放置してよいとは考えら れず、本件のような供述書が名義人につき効力を生ずることはあり得ないのであつ て、結局、本件のような供述書作成によつて、供述書に対する公共の信用が害されることは明らかなところである。

以上のように考えれば、原判示第四の事実については、Aの事前の承諾にかかわらず、被告人は権限がないのに他人の署名をしたものと認めるべきであり、原判示のように私文書偽造、同行使の各罪が成立することは当然といわなければならない。

とすれば、原判決が弁護人の主張に対する判断としてした認定判断は前記のように誤認した事実を前提としてなされたもので失当であつても原判決が判示第三事実においてはもとより当然のこととして、第四事実においても私文書偽造、同行使の各罪の成立を認めたことは相当であるから右の誤りは判決に影響を及ぼすものではないといわなければならない。論旨は結局理由がないことに帰する。

二、 控訴趣意第一点の二について

所論は、原判決はその判示第二の積載重量制限超過の点につき「弁護人の主張に対する判断」として、期待可能性の有無を論ずる余地はないとし弁護人の主張を排斥しているが、右は前提事実の認定を誤り、期待可能性の有無の判断を誤つたものであると主張する。

そこで、原審記録を調査検討し、所論の当否について判断するに、原審における証人Dの供述、被告人の検察官に対する昭和四九年五月二八日付供述調書、被告人の原審ならびに当審における各供述等を総合すれば、被告人は、大型ダンプカーを所有し土砂を建設業者の工事現場に運搬して売渡すことを商売にしていたものであり、右ダンプカーの購入代金を毎月一八万円づつ支払わなければならず、そのほか車の修理代やガソリン代などを考慮し、家族との生活費をも考えれば、月に四、五〇万円程度の収入を必要と考えていたこと、そして、積載制限を大幅に超過して連

日稼働すれば右程度の収入を挙げることが可能であるが、積載制限の範囲内で稼働したとすれば、右の収入を得ることは困難な状態にあつたことが明らかに認めさらいしながら、原判示第二の日時において、被告人が既に運転免許を取消する。しかしながら、原判示第二の日時において、被告人としては、他の運転をいたことは、本件記録上明らかなところであり、被告人としては、他の運転をころでなければダンプカーを処分して転職をはかるのが当然であつたまであり、そうでなければ、な告人が原判示第二のような精動に過であるような状況を前提にして考えれば、そのようないことが、全く無理もないことがあるとは到底認めることがある程度無理もないことがあるとは到底認められるが、その期待であるとはおいことを期待するのが困難であるとは認められるが、その期待であるとは考えられない(車の月賦代金を毎月の収入で支払おうということはであるとは考えられない(車の月賦代金を毎月の収入で支払おうということはである)から、本件積載制限違反の罪の成立を否定すべきものということはできない。

以上のとおりであるから、原判決の判断は、その理由とするところの当否はともかく、期待可能性の不存在による犯罪不成立の主張を斥けた点の結論において相当というべきであるから、判決に影響を及ぼすべき誤認、違法は認められず、論旨は理由がない。

三、 控訴趣意第二点について

、以上のとおり、論旨はいずれも理由がないから、刑訴法三九六条により本件控訴 を棄却することにし、主文のように判決する。

(裁判長裁判官 上野敏 裁判官 綿引紳郎 裁判官 千葉裕)